



神奈川県には、選ばれる理由があります。

神奈川県 企業立地 促進融資

県が金融機関に
補助金を出すことで、
有利な条件で
融資を受けられます。

超長期

最長20年

据置期間は最長2年間

融資限度額
10億円

事業費の80%以内

**低金利で
固定**

特区等を活用し
立地する場合は
1.3%以内

□ 神奈川県内への立地(新設・増設・建替え等)を融資で支援します。

□ 土地・建物取得費、建物建設費、それらに付随する機械等設備購入費、敷金、入居保証金が対象です。

※ 登記・移転・建物解体費用等の資産計上できないもの、税金、中古やリースの機械等設備は対象外です。

対象企業

中小企業者及び中堅企業が対象となります。

- 原則として1年以上同一事業を営んでいる必要があります。
- 中小企業者：中小企業基本法の定義によります。
- 中堅企業：中小企業者以外で資本金10億円未満の企業をいいます。

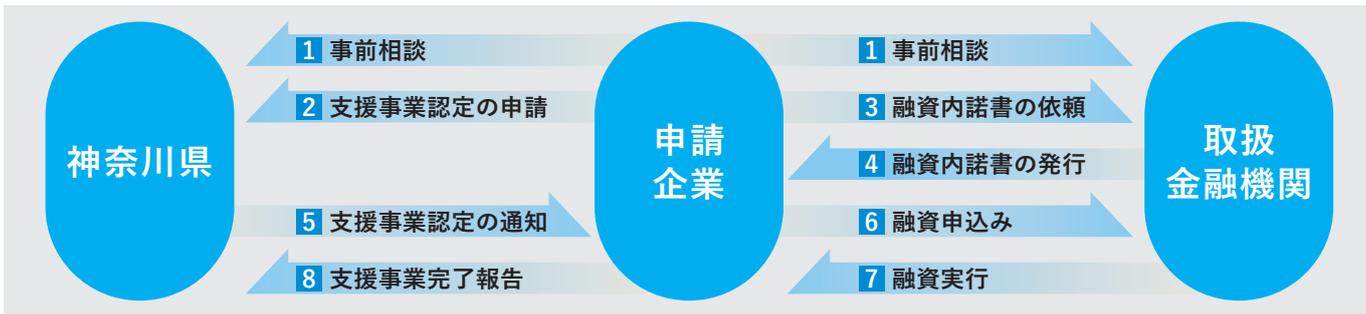
対象業種

- 製造業 ● 電気業(発電所に限る) ● 情報通信業
- 卸売業(ファブレス企業に限る)
- 小売業(デューティーフリーショップに限る)
- 学術研究・専門・技術サービス業
- 宿泊業(旅館・ホテルに限る)
- 娯楽業(テーマパークに限る)

対象産業

- 未病関連産業
- ロボット関連産業
- 脱炭素関連事業
- 観光関連産業
- 先端素材関連産業
- 先端医療関連産業
- IT/エレクトロニクス関連産業
- 輸送用機械器具関連産業
- 地域振興型産業
(横須賀三浦地域、県西地域における食料品・飲料製造業、はん用・生産用・業務用機械器具製造業に限る)

お手続きの流れ



- 当融資を受けるためには、県企業誘致・国際ビジネス課が所管する「支援事業認定」を受ける必要があります。県企業誘致・国際ビジネス課にも御相談ください。電話：045-210-5573
- 支援事業認定の申請後、審査会を開催し、支援事業の認定を行います。支援事業認定をもって、取扱金融機関へ融資を申し込むことになります。
- 支援事業認定の申請は、土地・建物売買契約や建物工事契約など、事業の着手の前に行う必要があります。
- 融資内諾書の写しは、審査会までに、県金融課に提出する必要があります。

まずは、相談窓口へ！



産業労働局 金融課 資金貸付グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁本庁舎2階
TEL. 045-210-5681
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5779/>

企業立地促進融資 検索

融資条件等

- ① 融資限度額 …… 最大10億円で事業費の80%以内
- ② 融資期間 …… 20年以内(2年以内の据置期間を含む)
- ③ 融資利率(固定金利)・金融機関への補助率

	融資期間	融資利率※	補助率
特区制度等を活用する場合等	15年以内	1.3%以内	1.4%
	15年超20年以内	1.8%以内	1.1%
その他	15年以内	1.6%以内	1.1%
	15年超20年以内	2.1%以内	0.8%

※令和8年4月1日以前に支援事業の認定を受けた企業は、認定日時点の規定に基づく融資利率が適用されます。

- ④ 返済方法 …… 元金均等月賦償還
 - 企業立地促進融資は中堅企業を除き、「セレクト神奈川NEXT」における以下の支援メニューと併用できます。
 - 税制措置(不動産取得税の2分の1軽減)
 - 企業立地促進補助金

投資要件 ※旅館・ホテルは別要件による

- ① 最低投資額 …… 5,000万円以上
 - ② 雇用要件 …… 常用雇用10人以上
(非常用雇用者2人を常用雇用者1人とみなします。ただし、非常用雇用者の換算後人数は、常用雇用者数未満とすること。)
- ※旅館・ホテルの要件
- 客室数100室以上(横浜、川崎地域)
 - 客室数30室以上又は総客室面積600㎡以上
 - 平均客室面積20㎡以上であること

等

